

別紙

多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の特例を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、多久市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び議会への住民の信頼の確保に鑑み、議員が、長期にわたって市議会の会議等に出席できなくなった場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例（昭和33年多久市条例第12号）の特例を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 次に掲げる会議又は活動をいう。

ア 多久市議会定例会又は臨時会の会議

イ 多久市議会委員会条例（平成3年多久市条例第15号）に基づき設置された委員会

ウ 多久市議会会議規則（昭和50年多久市議会規則第1号）第106条に規定する委員の派遣

エ 多久市議会会議規則第163条に規定する協議又は調整を行うための場

オ 多久市議会会議規則第164条に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、本人の意思によるか否かにかかわらず会議等に出席しない場合で、当該期間が90日を超えるものをいう。

(3) 公務上の災害 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成19年佐賀県市町総合事務組合条例第26号）に基づき認定された公務又は通勤による災害をいう。

(議員報酬の減額)

第3条 議員が長期欠席をしたときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、会議等を欠席した日から議長に復帰する旨の届出のあった日又は会議等に出席した日のいずれか早い日の前日（以下「長期欠席終了日」という。）までの期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	割合
90日を超え180日以下であるとき	100分の80
180日を超え365日以下であるとき	100分の70
365日を超えるとき	100分の50

2 前項の規定は、会議等を欠席した日から起算して90日、180日又は365日を経過した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、長期欠席終了日の属する月まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条第1項の規定により議員報酬が減額して支給された月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当の額に、当該支給された月における前条第1項に規定する割合を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、前条第1項に規定する割合が複数あるときは、最も低い割合を適用する。

（適用除外）

第5条 次に掲げる事由により議員が長期欠席をしたときは、前2条の規定は適用しない。

（1） 公務上の災害

（2） 女性議員の出産（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。）

（3） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合

（4） 前各号に掲げるもののほか、議長が認める場合

（疑義の決定）

第6条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が決定するものとする。この場合において、その決定に当たっては、議会運営委員会に諮問し、答申を得るものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。